

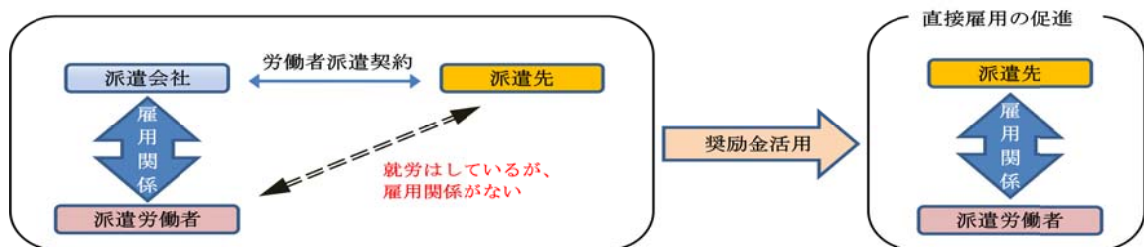
派遣労働者の均衡待遇の確保と正社員転換の推進

【概要】

■ 派遣労働者雇用安定化特別奨励金の活用による派遣労働者の直接雇用の促進

派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れた派遣先事業主に対し、奨励金を支給（1人100万円（有期雇用の場合50万円）（大企業は半額））することにより、派遣労働者の直接雇用を強力に推進。

本制度は、緊急総合経済対策において、派遣先での直接雇用をより一層促進するため、所要額の積み増しを行った（22年度補正後予算 104億円）。



■ 労働者派遣法改正法案の国会提出

現在、継続審議となっている労働者派遣法改正案が成立した場合には、派遣労働者の賃金等の決定にあたり、同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を配慮する旨の規定をはじめとする法制度の周知・指導を行い、派遣労働者の待遇の改善を図る。

【アウトカム】

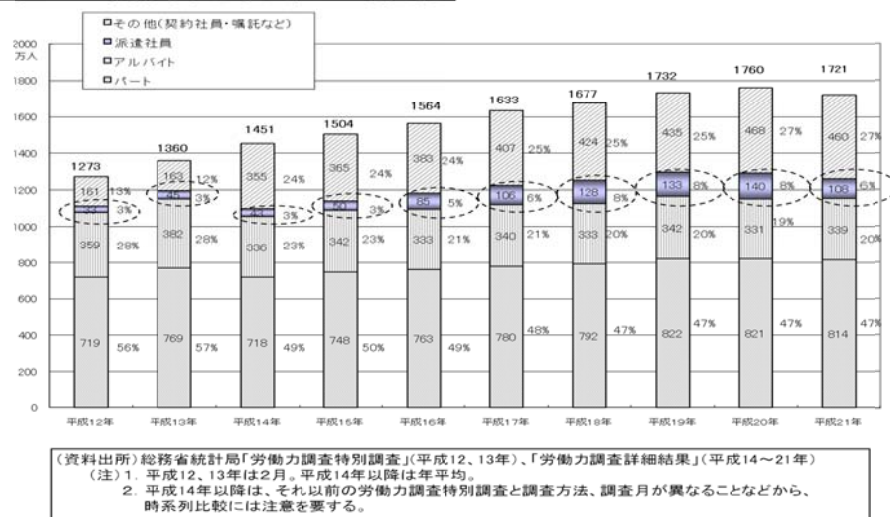
■ 派遣先で直接雇用された派遣労働者 約1.6万人（2010年4月～11月）

【今後の取組】

■ 労働者派遣法改正案が平成22年度に成立した場合、改正法案に盛り込まれている登録型派遣の原則禁止が完全に施行されるのが公布の日から5年以内の政令で定める日となっており、それまでの間に派遣就業ができなくなる派遣労働者の直接雇用を促進する。

参考

○非正規労働者数の推移



最低賃金の引上げ

【概要】

平成 22 年度の地域別最低賃金の改定について、時間当たりの引上げ額としては過去最大の 17 円（全国加重平均）の引上げとなった。

【最低賃金制度】

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者に対してその金額未満の賃金で労働者を雇用することを禁止する制度。

パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用。

各都道府県毎に、産業や職種を問わず決定される地域別最低賃金は、毎年、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

【過去 10 年間の引上げ額の推移】

改定年度	最低賃金額(円)	対前年度引上げ額（円）
平成 1 3 年度	663	4
平成 1 4 年度	663	0
平成 1 5 年度	664	1
平成 1 6 年度	665	1
平成 1 7 年度	668	3
平成 1 8 年度	673	5
平成 1 9 年度	687	14
平成 2 0 年度	703	16
平成 2 1 年度	713	10
平成 2 2 年度	730	17

有期労働契約に係る労働政策審議会での検討

【概要】

- 期間の定めのある労働契約（有期労働契約）で働く方について、雇用の安定や公正な待遇が図られるよう必要な施策について検討を行う（2010年10月～）

※ 労働政策審議会（労働条件分科会）開催実績＜2011年2月7日現在＞

2010年10月26日：有期労働契約について議論を開始

2010年11月29日、2011年2月3日：

有期労働契約の現状等（総論）について議論

【アウトカム】

- 2011年12月頃、労働政策審議会において、議論の取りまとめ（建議）予定

【今後の取組】

- 議論の取りまとめ（建議）に向け、有期労働契約の在り方について、労働政策審議会において検討を進める

【参考】

- 雇用者数及び有期契約労働者数（1年以内の契約期間で雇われている者）（単位：万人）

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
雇用者	5391	5368	5331	5356	5369	5331	5335	5355	5393	5472	5523	5524	5460
有期契約労働者 （1年以内の契約 期間で雇われて いる者）	600	619	641	671	692	727	737	746	762	769	772	757	751

有期契約労働者（1年以内の契約期間で雇われている者）は、総務省「労働力調査（基本集計）」における「臨時雇」と「日雇」の合計。

「臨時雇」……1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

「日雇」……日々又は1か月未満の契約で雇われている者

※総務省「労働力調査（基本集計）」においては、「従業上の地位」として雇用者を「常雇（1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者）」「臨時雇」「日雇」の3区分で調査を行っているため、「臨時雇」「日雇」の合計数である751万人（平成21年）はあくまで1年以内の契約期間で働く有期契約労働者の数であり、1年を超える契約期間で働く有期契約労働者の数は含まれず、かつ、その数を把握することはできない。

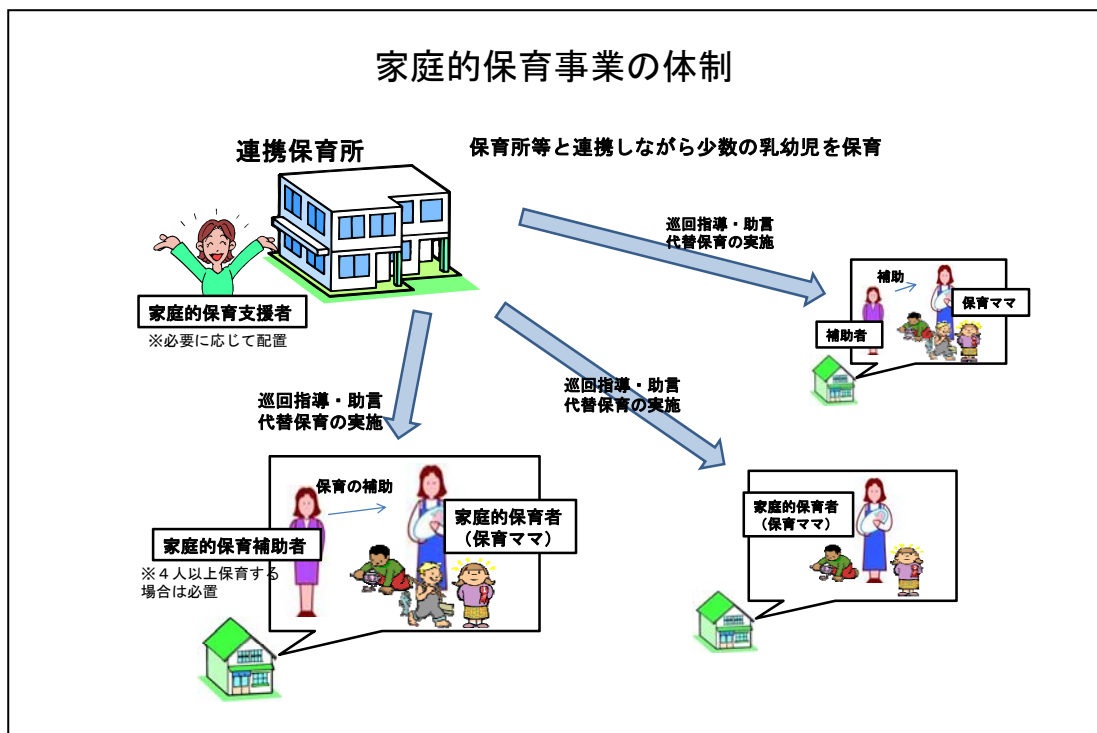
保育ママ等の育成支援
(安心こども基金による「家庭的保育者研修事業」の実施)

【概要】

- 家庭的保育事業とは、保育士又は研修により市町村長が認めた家庭的保育者（保育ママ）が、保育所等と連携しながら自身の居宅等において少数（家庭的保育者1人につき3人以下）の主に3歳未満児を保育する事業
- 平成22年4月より法定化され、保育士又は看護師資格が必須であった家庭的保育者の要件が、保育士又は研修により市町村が認めた者へ緩和（新規）
- 家庭的保育者研修事業の対象者は、保育ママ（家庭的保育者）を含め、保育ママを支援する専門職員である「家庭的保育支援者」や乳幼児を4人・5人保育する場合に配置が必要な「家庭的保育補助者」も対象としている。
- 家庭的保育補助者の養成を図ることにより、当該補助者の経験を経て家庭的保育者になることによる家庭的保育者の増加も図る。

【アウトカム】

- 保育ママ等 平成20年 984人 → 平成21年 1,140人
- 平成22年補正予算により安心こども基金を積み増しし、研修事業の延長を行ったことにより家庭的保育者の更なる増加が見込まれる。（新規）



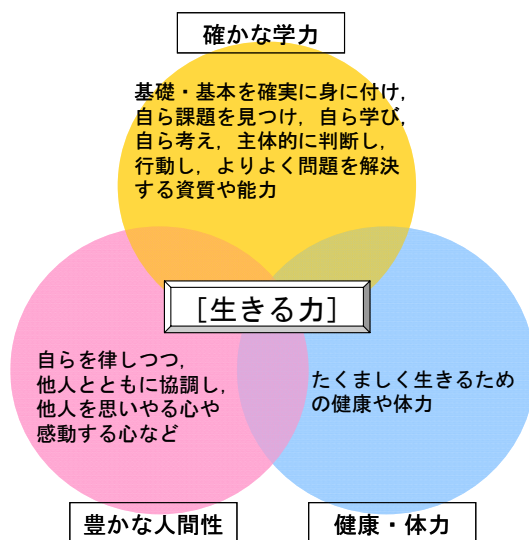
重要能力・スキルの確実な習得

（小学校における新学習指導要領全面实施）

【概要】

- 2011年4月、新学習指導要領が小学校において全面实施となる。
- 新学習指導要領の基本的な考え方は以下のとおり。
 - ① 教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成
 - ② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、教科等の授業時数の増加を図るとともに、言語活動や理数教育の充実など教育内容を改善
 - ③ 学力の重要な3つの要素を育成するとともに、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成

<学習指導要領の理念>



<授業時数の増加>

（小学校）

- ・ 国語・国語・社会・算数・理科・体育の授業時数を10%程度増加
- ・ 週当たりのコマ数を低学年で週2コマ、中・高学年で週1コマ追加

<教育内容の主な改善事項>

- ① 言語活動の充実
- ② 理数教育の充実
- ③ 伝統や文化に関する教育の充実
- ④ 道徳教育の充実
- ⑤ 体験活動の充実
- ⑥ 外国語教育の充実 など

【アウトカム】

- 新学習指導要領を円滑に実施し、子どもたちに重要能力・スキルを確実に習得させることにより、確かな学力をはじめ子どもたちの生きる力をはぐくむことが可能となる。

【今後の取組】

- 新学習指導要領の全面实施が円滑に行われるよう、教員定数の改善、理科教育設備や武道場の整備への支援、理数教育や外国語教育など各教科等の充実に向けた支援等に取り組み、必要な条件整備を図る。
- 中学校においては2012年4月、高等学校においては2013年度の入学生から新学習指導要領が全面实施されるため、引き続き、新学習指導要領の周知・広報活動を行う。

【参考】

- 2010年12月に公表されたOECD（経済協力開発機構）PISA2009年調査（ピザ調査：生徒の学習到達度調査）の調査結果において、読解力を中心に我が国の生徒の学力は改善傾向。（読解力：全参加国中8位（2006年調査時15位））

教職員の養成・採用・研修及び体制の抜本的見直し

(35人以下学級の推進・教員の資質能力の向上)

【概要】

- 質の高い教育を実現するためには、教職員の養成・採用・研修及び体制の抜本的な見直しが必要不可欠。
- 平成23年度政府予算案に30年ぶりに学級編制の標準を引き下げ、小学校1年生で35人以下学級を実現するため、4,000人の教職員定数を措置し、300人の純増を含む2,300人の定数改善を盛り込んだところ。

学級編制の標準:40人



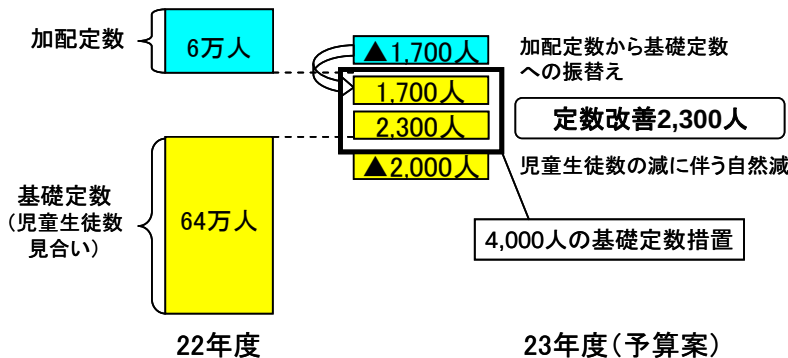
小学校1年生:35人

(参考)

○ 公立の小中学校の学級編制の標準の改善経緯

(標準法制定直前の各県の基準の平均)	第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
60人	50人	45人			40人		

【教職員定数(案)のイメージ】



- 教員の資質能力の向上方策については2010年6月より中央教育審議会において検討中。

【アウトカム】

- 新学習指導要領の本格実施への対応や教員が子ども一人一人に向き合う時間の確保につながり、子どもたちの個性に応じたきめ細やかで質の高い教育を行うことが可能となる。
- 多様かつ優れた資質能力を有する教員を養成・確保することにより、保護者や地域社会から信頼される学校づくりの推進に寄与する。

【今後の取組】

- 義務標準法の改正により小学校1年生の35人以下学級を実現するため、第177通常国会に改正案を提出。
- 平成24年度以降の教職員定数の改善については、学校教育を取り巻く状況や国・地方の財政状況等を勘案しつつ、引き続き、来年以降の予算編成において検討。
- 教員の資質能力の向上方策については、中央教育審議会の審議結果を踏まえて、教員免許制度などにつき必要な見直しを行う。

学生等への経済的支援策の充実

【概要】

- 意欲と能力のある学生が経済的理由で学業を断念することのないよう、真に困窮している学生に対し優先的に支援するよう奨学金の貸与基準を見直すとともに、貸与規模を拡充するなど、経済的支援策の一層の充実を図る。

【実績】

制度改革

- 減額返還制度の導入に備えた制度改正（2010年12月）

奨学金を返還することが困難となった者について、独立行政法人日本学生支援機構が、月々に返済する額を減額し、返還期限を延長するなど奨学金の返還の条件の変更を認める場合の特例を定めた。

- 奨学金の貸与基準の見直し（2011年採用者から）

真に困窮している学生に対し優先的に支援することができるよう、家計基準審査の基礎となる収入額について、共働き世帯については、父母双方の収入を踏まえた基準等に見直しを行う。

経済的支援の規模の拡充

- 平成23年度予算案において、主に以下の取組を充実。

- ・ 日本学生支援機構の奨学金事業……………事業費 1兆781億円（対前年度比 726億円増）

無利子奨学金の貸与人員の増（9千人増）

うち貸与基準を満たしながら貸与を受けられない者の解消に向けた拡充（5千人増）

（※無利子奨学金における貸与基準を満たしながら貸与を受けられない者 約2万6千人（平成22年度））

- ・ 授業料減免等の充実……………274億円（対前年度比 38億円増）

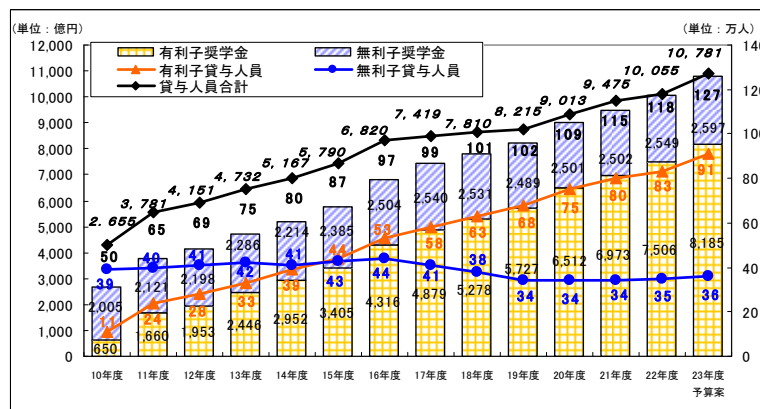
国立大学の授業料減免枠拡大（3.7万人→4.2万人）

学部・大学院（修士課程）：約3.6万人（学生数の約7.3%）

大学院（博士課程）：約0.6万人（学生数の約12.5%）

私立大学の授業料減免等の充実（2.9万人→3.3万人）（学生数の約1.6%程度）

日本学生支援機構 奨学金事業の推移



（注）1. 上表には、平成17年度入学者から都道府県に移管している高等学校等奨学金事業交付金分は含まない。
2. 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

専修学校への単位制・通信制の導入

【概要】

- 産業構造や就業構造の変化が急速に進む中、個々の職業人においては、より高度・広範な知識技能を修得し、スキルアップを図っていくことを恒常的に求められるとともに、それまでのキャリアを積み上げてきた分野とは異なる分野への移行（キャリア変更）を求められる場面に直面する可能性も大きくなっている。このような中、専修学校においては、「働きながら学ぶ」社会人等の多様な学習ニーズに適切に対応していくことが、より重要となっている。
- 働きながら学ぶ在職者等の社会人は、学習の時間や場所に制約を受けることが多いが、現在、専修学校の正規課程においては単位制・通信制の教育は制度化されておらず、長期にわたり毎日通学して学ぶ現行制度上の学習スタイルは、そうした学習者の多様なライフスタイルに、必ずしも対応できていない。



「働きながら学ぶ」学習者等のため、単位制・通信制の教育を制度化させる。

- ☆ 自己の学習ニーズにあった短期の教育プログラム等の積み上げにより、正規課程の修了につなげることのできる単位制の制度化
- ☆ 自由な時間に自由な場所で学べる通信制の制度化、ITによる教育・学習環境の整備

【アウトカム】

目 標

専修学校における、
**社会人の受入れ総数（※）を2006年比で2020年までに
 3倍（5万1千人→15万人）にする**

※委託訓練などの短期プログラムの参加者を含む。

【今後の取組】

<2010年内の取組>

「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究（平成21年11月11日生涯学習政策局長決定）」を実施し、専修学校における単位制・通信制の具体的な制度の在り方等について検討。



上記調査研究の最終報告を取りまとめるとともに、専修学校設置基準の改正などの法令の整備。



<2012年度からを目途> 専修学校における単位制・通信制の教育の実施

企業結合規制の見直し

【概要】

- 累次の閣議決定に基づき、企業、弁護士、有識者等へのヒアリングを行い、企業結合規制についての検証を実施。
- 上記検証を踏まえ、企業結合審査の迅速性及び透明性を一層高めるとともに、国際整合性の観点から、企業結合審査の手続の見直しを実施（平成22年度）。

（注）規制の概要

- 独占禁止法に基づき、株式取得、合併等の企業結合のうち、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止。
- 一定規模以上の企業結合（例えば、国内売上高200億円超の会社と国内売上高50億円超の会社の合併）について、法定の事前届出を受けて、公正取引委員会が審査。
- 会社は、前記法定の事前届出を行う前に、企業結合計画が独占禁止法の規定に照らして問題があるか否かについての相談を行い（任意）、公正取引委員会が回答する事前相談制度を利用可能（「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」に基づき対応）。

【今後の取組】

- 企業結合計画の届出に係る規則等の改正案を作成し、成案を得るためのパブリックコメント（意見公募）手続に付す。

【アウトカム】

- 企業結合審査の迅速性及び透明性の一層の向上

【累次の閣議決定】

新成長戦略 (平成22年6月18日)	新成長戦略実現に向けた3段階の 経済対策（平成22年9月10日）
グローバル市場にも配慮した企業結合規制（審査手続及び審査基準）等の検証と必要に応じた見直し（平成23年度中に結論・所要の措置）	現在の企業結合規制（審査手続及び審査基準）について、企業が国際競争力を向上させるために戦略的な事業再編を機動的に行うことができるよう、グローバル市場の動向も踏まえつつ、平成22年8月に行った検証結果を踏まえ、早期に見直しを行い、結論を得た上で、平成22年度中に所要の措置を講ずる。

金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン

【概要】

金融が、「新成長戦略」において期待されている2つの役割（①実体経済を支えること、②金融自身が成長産業として経済をリードすること）を十分に発揮するための環境を整備するため、金融庁が今後取り組む施策を取りまとめ（平成22年12月）。

I. 企業等の規模・成長段階に応じた適切な資金供給

中小企業、新興企業からグローバルに活動する大企業まで、様々な資金需要者に対する、それぞれのニーズに応じた多様で円滑な資金供給の実現を促していく。

（例）

＜中小企業等に対する円滑な資金供給＞地域密着型金融の促進、銀行・保険会社等の金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁、経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し

＜新興企業等に対する成長資金の供給＞新興市場等の信頼性回復・活性化

＜機動的な資金供給等＞増資手法の一層の多様化を図る観点からライツ・オファリング^{（注）}が円滑に行われるための開示制度等を整備、四半期報告の大幅簡素化

（注）株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資方法

II. アジアと日本とをつなぐ金融

資金調達者・投資者にとって信頼できる利便性の高い金融資本市場をつくることにより、日本市場の魅力を向上させ、アジアのメイン・マーケットたる日本市場を実現する。

（例）総合的な取引所（証券・金融・商品）創設を促す制度・施策、外国企業等による英文開示の範囲拡大、公認会計士試験・資格制度の見直し

あわせて、我が国金融機関のアジア域内での活動の拡大を後押しする。

（例）金融機関による中堅・中小企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化

III. 国民が資産を安心して有効に活用できる環境整備

様々な主体に対して適切な投資機会を提供するため、それぞれの資産規模や知識に応じ、金融資産を安心して有効に活用し、適切なリスクを取り、リターンを得ることができる環境を整備する。

（例）不動産市場の活性化を図るための資産流動化スキームに係る規制の弾力化

【今後の取組み】

アクションプランに掲げられた諸施策については、実施可能なものから順次速やかに実現していくこととし、本年の通常国会に一括化した法案を提出すべく準備を進める。また、関連政府令の改正や監督指針の改訂等についても、可能な限り前倒しで行う。